公　表　第　１１　号

地方自治法第１９９条第１２項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長、久留米市教育委員会委員長、久留米市選挙管理委員会委員長 及び 久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成２５年１２月２６日

久留米市監査委員　　田　中　俊　博
久留米市監査委員　　塙　　秀　二
久留米市監査委員　　秋　吉　政　敏
久留米市監査委員　　塚　本　篤　行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成２４年度

部局名： 農政部

指摘事項等				措置状況
指摘事項	事務監査	行政手続事務	久留米市行政手続条例では、「申請に対する処分」の審査基準及び標準処理期間並びに「不利益処分」の処分基準を定めるよう規定しているが、法令や条例等の改正、あるいは組織改正などによる所管事務の変更があるにもかかわらず、審査基準などについての更新が行われていないものがある。	指摘後、早急に各課へ変更を依頼し、平成２５年４月１日付で変更を行いました。
指摘事項	財務監査	現金取扱事務	出納員に対し、規則で定められた身分を証明する証票が交付されていないものがある。	指摘後、早急に交付・対応しました。
指摘事項	財務監査	現金取扱事務	高速道路料金の支払に用いる資金前渡金の管理については、「支払簿」によることとしているにもかかわらず、そこへの記載を漏らしているものがある。	指摘後、支払簿への記載を徹底し、管理するよう改めました。
指摘事項	財務監査	臨時職員賃金支給事務	規程で定められた期間を超えて臨時職員を雇用しているものがある。	以後、臨時職員任用時には、過去の採用期間の確認等をより一層行うなど、適正な採用に努めております。
指摘事項	財務監査	契約事務	業務委託契約における見積合せにおいて、予定価格決定に係る文書の専決権者を誤っているものがある。	指摘内容においては、早急に修正して対応しました。さらには、再発防止に向けて、課内職員で規程の決裁区分を周知及び認識の共有化を図っております。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務	要綱で規定している添付書類がないまま、補助金交付に係る決定が行われているものがある。	指摘事項については、直ちに平成23年度の交付申請に添付するとともに、平成24年度の交付申請の際に添付するよう指導を行い、是正を図りました。
意見	事務監査		就農促進のための奨励金については、奨励金を受けた者の人数や金額に関するデータはあるものの、実際に就農につながったのか、その後のフォローアップがなされていない。支援後の情報把握を的確に行い、事業効果の測定に基づいた必要な見直しや対策につながるよう、分析・検証に取り組まれたい。	平成24年8月に、平成21年度～23年度に交付した25事業主（33被雇用者）に対し、就農奨励金受給後の雇用の継続状況や就農状況等についてのアンケート調査を実施しました。 その結果、約半数の方が雇用を継続しており、事業により規模拡大や正社員雇用につながったという結果が得られました。 さらに、被雇用者のうち3人は雇用されている期間を研修期間として活用し、現在は独立自営就農しています。これらの結果より、本事業により、雇用型経営や就農の促進に一定の効果があったと考えられます。 しかしながら、制度を開始して5年になることや関連する県事業の終了が予定されていることから、25年度で一旦終了し、今後、経営の規模拡大や新規作物導入につながる新たな雇用型農業の推進策を検討していくこととしております。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成２４年度

部局名： 都市建設部

指摘事項等				措置状況
指摘事項	事務監査	公印管理事務	規則に定められた事項以外の目的に、当部次長が管守する市長印を使用しているものがある。	規則に従い、目的に合わせて公印を使用するなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	事務監査	審議会等事務	当部が所管する附属機関のうち、審議会の開催伺いや、市長に対する審議結果の通知文書など、附属機関の活動の事績として必要と判断される文書が作成されていないものがある。	審議会において作成すべき文書や手続きなどについて、部内での知識の共有化を図った上で、必要な文書の作成など、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	事務監査	審議会等事務	附属機関の委員の委嘱及び任命についての伺いにおいて、決裁区分が誤っているものがある。	規定に基づき、適正な委員の委嘱及び任命を行うなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	事務監査	審議会等事務	附属機関の会議の議事録が作成されていないものがある。	議案の有無に関わらず、議事録を作成するなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	財務監査	現金取扱事務	会計職員は、金銭会計規則に基づき、出納員から委任された公金の収納を行うこととされているが、当部において、委任されていない公金の収納を行っているものがある。	収納の委任範囲について、規則の改正を行うとともに、見直し後の規則に従って、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務監査	切手等取扱事務	当部で保管されている未使用切手について、管理簿に記載されていないものがある。	管理簿への記載について、定期的に切手の残数確認を行うなど、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務監査	臨時職員等賃金支給事務	臨時職員の賃金を支払う際に、遅刻・早退の合計時間数や、勤務日数の算定を誤ったことにより、支給額を誤っているものがある。	誤って支給した賃金については、指摘後速やかに追給・戻入を行っております。合わせて、支給事務について、チェック体制を強化の上、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務監査	契約事務	業務委託に係る契約事務において、設計書の金額の一部を正当な理由なく控除し、予定価格を設定しているものがある。	定期的に入札事務及び契約事務の研修を行うなど、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務監査	契約事務	日付欄に記載がない見積書を受領しているものがある。	日付の記載を含め、見積書受理の際の留意点を共有化するなど、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務	当部に提出された補助金の増額のための承認申請書について、記載されている変更の理由及び添付書類では、承認・不承認を判断するには不十分と思われるにもかかわらず、十分な確認がなされないまま、承認の決定がなされているものがある。	承認・不承認の確認に必要となる資料については、速やかに追加提出を求め、承認申請書へ添付しております。 なお、２４年度の承認申請を受け付ける際にも、必要な書類が添付されているかを確認するなど、適正な事務処理に努めております。

指摘事項等				措置状況
意見	事務監査		当部は、公共工事における建築・設備の設計や施工監理などを全庁から受託して行っているが、これらの業務を行うにあたっては、発注部局の考え方や要望・意見等を踏まえながらも、技術的な事項に加えて、具体的・現実的な利用も踏まえ、必要であれば工事費など基本的事項についても事前に指摘・提言するなど、より主体性・積極性を発揮するよう努められたい。	公共工事における建築・設備の設計や施工監理においては、事業部局と受託部局が一体となって事業に取り組むことが重要であると認識しております。 具体的には、設計内容に利用者の視点が盛り込まれているかを事業部局の視点と合わせて、技術専門的な視点からも確認する機会を設け、現実的な利用を念頭に置いた施設となるよう努めております。 また、役割分担の明確化や調整会議の充実を図ることで、内容、事業費、工期等の事業計画の適正化を促進し、必要な指摘・提言を適切な時期に行えるよう努めております。
意見	事務監査		当部が実施している地域交通対策事業については、今回の監査時点において、利用実態の分析や事業の効果測定、課題等の検証が十分ではない状況が見られたが、特にこの事業はモデル事業であることから、その結果については、需要の動向や有効性・公平性などを含め、速やかな分析と検証を行われたい。	モデル事業の結果については、利用者アンケートや利用実態等を踏まえた事業の総括・検証を行い、利用範囲や利用回数等について、補助金交付基準を２５年４月１日に改正いたしました。